

高校野球特待生問題有識者会議

(第2回)

平成19年7月26日(木)

・出席者(13名)

伊藤 進 宇津木 妙子 奥島 孝康

河上 一雄 北村 聡 栗山 英樹

後藤 寿彦 島宮 道男 ヨーコ・ゼッターランド

田村 哲夫 辻村 哲夫 堀田 力

望月 浩一郎

・欠席者(2名)

浅井 慎平 草野 一紀

(以上 敬称略)

○田名部参事 まず最初に、第1回、お仕事の都合で御欠席だったお2人を、事務局から御紹介させていただきたいと思います。

私立の高等学校で、京都外大西高校校長の北村先生でございます。

それから、スポーツキャスターとして御活躍の栗山英樹さんです。

○堀田座長 北村委員、栗山委員、ありがとうございます。早く、深くというのがこの会の趣旨でありますので、短い時間に精力的に問題を深めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○田名部参事 資料の確認と、今日の発表の御紹介をさせていただいてもよろしいでしょうか。

今日、ヒアリングでお忙しい中お越しいただきましたお2方を、先に紹介させていただきます。全日本中学校長会、草野会長は今日、所用で御欠席でございますので、台東区立駒形中学校の木村校長先生です。御紹介いたします。

そして、日本中体連軟式競技部の部会長でいらっしゃいます太田先生です。

1. 提出資料の確認

皆さん、お手元に、先ほどお渡ししました本日の資料ですが、議題のほかに、私ども日本高校野球連盟から「高等学校野球連盟の責務と権限について」。そして、私立中学高等学校連合会から「「特別奨学生制度」について」という申し合わせのペーパーをちょうだいいたしました。そして、今日説明いただきます全日本中学校長会からは、先日のアンケートをされたまとめを「日本高野連特待生問題について（意見の概要）」という形でいただきました。そして、最後にもう1枚、中体連の太田先生からも、同じくいただきました。

本日お配りした資料は以上でございますので、どうぞ御確認ください。

○堀田座長 資料はよろしゅうございますね。

2. 前回欠席者の紹介と意見開陳

それでは、北村先生、よろしく。

○北村委員 京都外大西高校の校長をしております北村と申します。

このような席にお招きいただいていることにつきまして、戸惑いも感じておりますけれども、現場の責任者として日ごろの活動の中のお話をさせていただく中で、先生方の何かまた御考慮の材料になればという気持ちでおります。よろしくお願ひいたします。

このたびの問題が起こりましてから、日本高野連で私学検討部会をつくっていただきまして、その府の部会長として、また近畿の部会長として、いろいろと私学の先生方の御意見、また全角の9ブロックの私学の代表の先生方のいろいろなお考えを聞かせていただきました。その中で、集約しての部分だけお話しさせていただきたいと思います。

特待生の制度、その言葉が適切かどうかということとはまた別にいたしまして、いわゆる今回の問題となりました制度につきましては、私学の、そして野球をする学校の立場としては、や

はり私立学校の節度と、それから責任と良識を信頼してほしいというのが結論でございます。それらをもとにして、それぞれの学校法人が責任を持ってつくりました特待生の制度、奨学金の制度、そういった制度にのっとった形の上での特待生あるいは特別奨学生というものにつきましては、これは対象が野球であっても他のスポーツであっても、また学業であっても経済的な事由であっても、これを認めていただきたいというのが一つの結論でございます。

もちろん、恣意的な金品でございますとか判断でございますとかが働くことがあったり、また行き過ぎた行い、あるいはまたブローカーの介入ということにつきましては、当然、網をかぶせてきちっと対処していかなければならない。「厳罰」という言葉が適切かどうかはわかりませんが、そういったペナルティも与えていかなければならないことは当然のことでありすけれども、基本的にはそういった私学の独自性としての特待生、奨学生制度というものを認めていただきたいというのが一つの結論でございます。

したがいまして、日本学生野球憲章第13条につきましても、できれば見直しを強く望むという声が大変強くございました。

教育現場に資本の論理を持ち込むということが、何か先走っておると申しますか、誤解を招いているような部分もございます。あくまでも私学は、やはり入学試験を行った上で入学を許可いたしまして、そしてその入学を許可された者について、特待生扱いにするかどうかの最終的な結論を出してまいるわけでございまして、先ほど申しましたような節度ある制度に基づいて行われている部分については、どうか御理解を賜りたいというわけでございます。

また、そもそも公立と私学、少子化の中で我々私学人は、非常に厳しい競争にさらされておるわけでございますが、ほぼ5.5倍から6倍の学費の格差があるという中での競争をさせていただいております。そういった中で、やはり端的に申しますれば、「甲子園球児になりたい。甲子園はすばらしいところであります。甲子園で野球をしたい」という気持ちで入ってくる中学生が、学費のことで私学をあきらめて、「この学校に入って甲子園で活躍したい」という気持ちをあきらめて、公立に不本意に入学していくというケース生じるわけでございます。そういったことに対しましても、やはりできるだけことは、我々私学人はしてやるべきではないかというわけでございます。

また、いわゆる野球留学の件につきましてもいろいろと意見がございましたが、この件につきましては、特に地方の高等学校の私学の先生からは、やはりこれは広域な学校選択の自由の範囲として許容していただきたいという意見が強うございました。

ただし、生活費あるいは寮費、そういったことまでも面倒を見てやるというところなどの行き過ぎた部分については歯どめをかけていかなければならないであろうけれども、やはり基本的には学校選択の自由と。これは野球であっても、私ごとを申しますと本校でも、関東から「こういう勉強をしたいので京都外大に」という生徒もおるわけでございまして、広域的な生

徒募集の範囲でこれをお認めいただきたいというお言葉、御意見が強うございました。基本的には、日私中高連から5月31日付で出されました文書がございますが、この文書の内容にほぼ賛同したいという御意見が強うございましたこともつけ加えさせていただきたいと思います。

私学は、多様性の中で日本の公的な支配を受けながら、そういった公的支配の枠の中できちっとした教育をさせていただいているということを御信頼いただいて、特待生制度をどうかお認めいただけたらという意見でございます。

また、今回の一連の流れの中で、やはり特待生ということで、学校によりましては13条に抵触していないだろうということで、特待生を結果的に野球部員にも出しておりました学校もございます。

ところが、結果的には抵触するというので、生徒、保護者に少なからず動揺を与えた。その説明に、校長が家庭訪問などをして奔走するというのもあって、現場としてはやや混乱して、その動きが少し拙速ではなかったかというお声もございました。

また、野球部長でございますとか監督でございますとか、そういった部分につきましての人事の問題につきましても、これもやはり私学の中で、人事は私学の校長なり理事会なりに委ねられておるわけございまして、そののところも何とか今後は御理解いただけるように御配慮していただけないだろうかというお声もございました。

そういうところが、かいつまんで申しましたけれども、いわゆる野球部をする、野球部を持っている私学の先生方の御意見を、誠に粗雑ではございますけれども、一つのまとめといたしますと、まとめにはなっていないかもしれませんが、その辺ではないかと存じます。

以下、非常に情緒的な感想になりますけれども、やはり私どもも甲子園を経験させていただいた学校でございます。甲子園に行けば、甲子園のすばらしさもよくわかりますし、そこに行けば、生徒も保護者も、卒業生も教職員も、一丸となってまとまって応援に参加することができます。本当にいいところでございます。「なぜ野球だけが」という声もあるわけでございますけれども、私の情緒的な感想を申しましたら、「やはり甲子園はすばらしいところだな、すごいところだな」というのが実感でございます。そういった現実の野球のいわゆる特殊性というところも、また一方では考えていかなければならない部分ではないかと思えます。これは、私の感想でございます。

結論的には、最初に申しましたように、私学といたしましては13条見直し、もしくは、それが難しければ13条の運用についての解釈、運用法について、いろいろと今後、知識をいただきまして、例えば一条校の高校が定める減免、奨学金の制度によって支給、貸与される分については、これは例外とするというところでもって御配慮賜れたらというところでございます。

○堀田座長 ありがとうございます。大変明確に骨子をお述べいただきました。また詳細につきましては、ゆっくり御意見をいただく機会がございます。よろしく申し上げます。

では、栗山さん、お願いします。

○栗山委員 僕の場合は、多分、現場、野球をやっていた人間として、今日、マスコミの皆さんもいますけれども、実際、何が問題なのか、何を感じているのかということ、僕の立場でまずは話をさせてもらいたいと思うんですが、まず、野球をやっていた人間として一番悲しく感じる瞬間というのは何かというと、社会に出たときに社会人としてなかなかそのレベルに行っていないという野球をやっていた人間に会ったときに、「野球って、やっぱりこれではいけないのではないのかな」と、とてもすごく悲しくなる瞬間というのがあります。正直、僕らも特待生でしたし、プロ野球選手のみんなといろいろな話をしましたけれども、みんなほとんどがそういう中にいるというところがあるわけです。

ただ、もともと子供のためにとか、いろいろな基準があると思うんですけれども、高校野球は何のためにあるんだろうという大原則を考えたときに、野球はすごく不平等なスポーツなのだろうと思います。というのは、例えば今回の問題もそうですけれども、特待生、高校でどういう基準をつくるのか。多分、奨学生という名前なのかどうかわかりませんが、高野連の皆さんも考えて「そういうシステムならオーケー」という学校側のルールとかを皆さんがつくってくださって、みんなそれが必要だというのはわかっているんですけれども、どこで線引きをするのか。例えば、高校野球、1回戦で負けたチームの選手が大学のセレクションに行きます。そうすると、大学の基準の中には、大会ベスト8以上とか甲子園ベスト8以上という基準で出てきてしまうんですよね。そうすると、その選手は頑張っているけど、チームが弱いとその基準に入らなくなってしまう。そうすると、親はどうしたらよいかといろいろなことを考えてしまうということになってしまうので、これは大学もそうですし、申しわけないですけども、プロもそうですね。プロが自由枠を認めた段階で、早いところが青田刈りしていくという動きが当然出てきてしまって、それは高校で何か大きな線引きをまずしなければいけないという使命で、多分、こういうことが起こったと思うんですけれども、プロはそういうことが悪いとわかって、まだ何も動けないという状況があります。

ですから、全体的に物を考えていかないと、ここだけですべてが変わるということではないと僕は思っていますし、そこにまず高野連から、高校生の段階でそこに線引きしましょうよというところで、会長を含めて動かれたんだろうと僕は認識しているんです。ですから、例えば特待生で、僕らの周りでも、親が本当にお金がなくて、面倒を見てくれたおかげで学校を出られたという子もいますし、逆に、奨学生になって勘違いして、「野球だけやればいい」といって、途中でやめてだめになった、その本当に表裏一体、すべてに対してあるので、一番僕らが現場でしてほしいと思うことというのは、まず何か基準を設けて、13条が変えられないなら注釈をつけてやってみて、だめだったらどんどん動いていく。野球界というのは全く動きが少ないところなので、そういうことをぜひやっていただければなど。これが多分、選手たち

ともいろいろ話をしましたけれども、選手自体も思っていることだと僕は思うんです。

○堀田座長 ありがとうございます。選手の立場からのプレゼンテーションでした。いろいろと御意見、期待いたしております。

3. 前回指摘事項に関する回答

それでは、全員の自己紹介を兼ねての立場の説明が終わりまして、前回、田村委員あるいは島宮委員等々から出ました高野連の権限といたしますか、一体、高野連でどこまでできるのか、それがどういう根拠に基づくのか、このあたりを議論でしっかり踏まえておきたいと思いますので、田名部さんから御説明願います。

○田名部参事 先般、委員の何人かの先生からいただきましたので、最初に高校野球が今日まで歩んだ過程なども御説明しましたけれども、その中で御質問のあったことをペーパーにまとめてまいりましたので、それに沿って御説明させていただきます。

表題を、「高校野球連盟の責務と権限」としました。これは、日本高野連それから都道府県連盟、合わせてのことですので、そういう趣旨で御理解いただければと。

前回の歴史的な経過の中で御説明しましたように、戦前ありました野球統制令にかわって学生野球憲章というのができまして、万事はその憲章の定めによって、私たちのいろいろな役割が決まっていると思います。また、その野球統制令から学生野球憲章というところは、昭和22年5月に統制令が廃止されまして、日本学生野球協会に文部省が一任したというところがまずスタートであったという説明をさせていただきました。その学生野球憲章上の高野連の権限というところは、憲章の15条を抜き書きしましたけれども、「財団法人日本高等学校野球連盟は、日本学生野球憲章に基づき高等学校の野球を監督する権限と責務がある」、このように定まっていると承知しております。

そして、2番目に、高等学校の大会、試合に参加する場合に、それぞれの所在する都道府県高等学校野球連盟に、まず学校が登録するということからスタートします。そして、各都道府県高等学校野球連盟に加盟した高等学校につきましては、先ほどの学生野球憲章20条によりまして、そこに①から⑤まで抜き書きしましたけれども、「部長、監督、コーチ、選手または部員」が以下の項目にあれば、その次の20条の規定によりまして、「警告、謹慎、出場禁止または除名の処置をする」と定められているところでございます。

この憲章20条の処分をするためには、手続が定まっております。日本学生野球協会の審査室規程第2条1項にありますように、大学は財団法人全日本大学野球連盟が、高等学校は財団法人日本高等学校野球連盟が、その事実を調査し調査報告書を作成して意見を付して、審査室事務局に提出し審議を仰ぐ、このようなことが、手続上、定まっております。

実は、審査室というのはそう毎回やっているわけではございませんので、慣例的に大体2カ月から3カ月に一遍というところですが、ちょうど今は大会中ですが、そのような切迫したときは、

この審査室規程の2条4項で、そういった手続でやるんですけれども、そのいとまがないときには、「財団法人全日本大学野球連盟または財団法人日本高等学校野球連盟は、その事実について適当な応急措置をすることができる」、このように応急措置ができる規定がございます。

もう一つ、説明しておかなければいけないのは、これまで説明してきました例の指導者の呼称、「部長、監督、コーチ」というところですが、憲章では、戦前からこういう呼称で定められておるんですが、実態としまして、大学では教授が「野球部長」という形で、私ども高校の方では一般的に、違うところがあるかもわかりませんが、「顧問」という呼称が広く用いられております。指導者の呼称がそういう具合に違うんですが、また、最近では1人の顧問が常に生徒たちについて引率するというのは難しい事情もあって、複数登録制にしている連盟もございます。ただ、大会に当たっては、年度登録の中から、複数であってもいいので、誰かお1人を引率責任者という形で「責任教師」という呼称を使って登録することをお願いしております。ですから、春、夏、秋などの各種の大会は、大会参加者資格規定とか大会開催要項で、責任教師の引率が大会参加の必須条件だというように定めてきているところがございます。

問題は、先般御指摘の、今日、北村先生からもございましたが、私どもが4月20日に常任理事会を開き、さらにその後、学生野球協会の理事会とも確認しまして、先ほどの審査室規程による応急措置で、憲章13条違反だということでやったことがいかななものかという御指摘でございますが、その点につきまして2枚目に、今後の改善点、これは精査しますと、やはり問題があったということ、今日、申し上げておきたいと。

まず最初に、4月20日、もしくは、正式には4月24日に文書としては出しておりますけれども、あくまでこれは先ほど説明しました学生野球憲章に基づく権限と責務というものでありまして、私どもはその趣旨をできるだけわかりやすくというつもりでやったんですが、例の「特待生制度が実施された学校の責任教師に対する処置」という部分では、表現上、やはり問題があった、先生方、御指摘のとおりであったと。所属連盟に登録された責任教師が、いわゆる謹慎処分を受けますと、その学校が引き続き大会に参加するためには、別の先生を改めて責任教師として登録変更していただく必要があるんですが、その謹慎処分を受けた先生が、その後、学校においてどのような処遇をするかということは、もちろんその学校の校長先生の専決事項で、私ども競技団体が云々することはないということを改めて確認させていただきます。

したがって、今回の謹慎処分の手続の後の説明をする意図でしたけれども、例えば「野球部責任教師を退身させ」、「引責辞任」という表現を使ってやったことにつきましては、「謹慎」という正確な用語から逸脱しているということ、ここで率直に申し上げ、かつまた、それが先生としての退任であるとか辞任と誤って理解されるようなことがあったということについても、これは不適切であったと、はっきりここで説明を申し上げておきたいと思っております。

さらに、田村先生から、「どうも高野連は命令を聞く対象だと思っているのではないか。そ

うという印象を受けますよ」という御指摘がありまして、私ども、あまりそういうことを考えずに、何か決まり事的时候には「通達」という呼称を使った文書を発してきましたけれども、これは行政文書でも用いられているものの、今回のそういう御意見がございましたので、私どもの会議の中で、今後これはどういう具合にやっていくのがよいのか検討させていただくということをここで申し上げておきまして、本論に入りたいと思います。

先生方の御質問に十分答えられているかどうかわかりませんが、詳しくすると長々となりますので以上でございます。

○堀田座長 田名部さんは、処分について頭がいっぱいで、一生懸命反省されておられますけれども、今後の議論を進めていく上でも、我々、つまり高野連として、どこまでのことが言えるのか、どういうことが決められるのかというのは、当然、限度があるわけでありまして、そのことを説明していただいたと思います。要するに、これは高野連というのも一つの財団法人、公益法人ですから、その権限は結局そこに加盟する方々しか拘束しない。加盟しない学校については、これは当然ながら拘束力は及ばない。そして、加盟した団体、学校は、高野連の規定——寄附行為が一番基本であります。寄附行為、そしてそれが引用している学生野球憲章、これに従うことを了承して参加しているので、その了承したところに基づいて、憲章に定められてあるような、場合によっては処分を受けることもある、手続に従う、憲章に定めることに従うということを合意した。その合意に基づいて拘束を受ける、こういう関係になります。

ここの憲章等で、処分等を定めておりますけれども、当然、その処分は合意に基づいて発生するんですが、もともとこの公益法人、高野連は、高校の野球について適正に行われるようにするという、その範囲内でしか権限は行使できないし、合意も行われていないから、その権限を越えて大学内の人事処分に介入したり、そういうことはできない。それは、権限の範囲を越えてしまっていると。

ただ、高校野球を適正に行うについて、まず合意があつて憲章違反であるというときには、高校野球に参加するという、その限度においての処分は科すことができる。ですから、「参加はしてもらったら困ります。出場を辞退してください」、これは合意に基づく憲章に基づいてそういう処分ができる。それから監督について、「そういう方が監督しておられるのはまずい。もしその方が監督を続けられるならば、高校野球の大会に出るのは御遠慮ください」、そういうことは当然言える。「いや、それでもあの人をうちは監督にしておくんだ」というのは校長の人事権ですので、それでも監督にしておいて構わないわけでありまして、そうしますと高野連の合意に反するので、大会には出場できない。しかし、「あくまであの人を監督にするんだ」というならば、大会には参加できないけれども、監督にしておく権限は当然あると、ぎりぎり言えば、そういう関係にあるのだらうと思います。

ですから、その権限と限度というのは、今申し上げたような骨子のところで、その範囲内で

我々もいろいろなことを決めるんだということを前提に、議論を進めたいと思います。

それでは、議事を進めたいと思います。何としても、私学からの立場、異議の申し立てといえますか提言が、今回のこの審議の発端でございますので、その原点の御意見を田村委員から御披露いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

4. 日本私立中学高等学校連合会からの資料説明

○田村委員 御説明するチャンスを与えていただき、ありがとうございます。

最初の会議でも申し上げましたように、私どもといたしましては、最初は「約束して始めたんだから、約束違反したらいろいろな処置があってもしょうがないな」と思っておりました。ただ、その態度が変わりましたのは、生徒がかかわってきている。しかも、後ほど訂正されましたが、「生徒にも責任がある」という御意見が出たので、「これは全然違うことをお考えになっているんだな」と思って、異議を申し立てるという立場になったわけでございます。

その観点からいいますと、基本的にこの問題は、できるだけ生徒には影響させたくない。これは、結果としては、処置を受けた結果、非常にショックを受けた生徒が現実にいるんですね。もちろん、8,000人という人数全員がそうだとは言いませんけれども、相当数、出ております。ですから、この手のことをやるときは、かなり慎重にやってもらわなければいけないのだろう。やる場合は、お約束ですからおやりになっていいんだけど、生徒に影響が及ぶかどうかを当然お考えになってやるべきだ、そういう立場をまずはっきりと申し上げて、これから私学側の状況の御説明をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、こういうことを報告してほしいということで、特待生の概要とか累計、あるいはどういう効果ということについての細かな御指摘がございました。一応、調べてみましたが、これは統計上の数値にして御説明するようなことができるものではないことがわかりました。

つまり、特待生というこの特別奨学金制度というのは、学校によって全部違うと言っていいぐらい違うんですね。これは経営にかかわることですから、物すごくいろいろあるんです。しかも、ひどいことを言えば、毎年変わると。ですから、決まった形で制度があって、それが着々と運営されているなどということは全くないということがわかりました。

ですから、野球部に関しても、よい選手がいればそれをやるんでしようけれども、いなければ別がない、こういうのが普通なんですね。ですから、そういうものを調査しても、あまり意味がないなと思われましたので、その前に、どういうことを私学側はしたかということをお知らせさせていただきたいと思っております。

私どもで、全国の常任理事会、理事会を開きまして、7月26日、これは今日の日になっていますが、申し合わせした時期は7月10日でございます。そのときに、たまたま全国の常任理事会、理事会がございましたので、そこで十分に打ち合わせさせていただいて、ここのお手

元に差し上げてございますような要旨の内容を申し合わせさせていただきました。この内容のポイントは、3、4、5でございます。お読みいただければ、私どもの意図するところはおわかりいただけると思いますが、要するに、基本的に各学校の経営にかかわる特別奨学金制度というものに関しては、それぞれの学校が良識を持ってやらなければいかぬ。これだけ世間を騒がせたということについては責任を感じて、対応をしっかりとやろうではないかと、その申し合わせをいたしました。それで、できる限り、基本的にこういう制度を利用するときには事前に公表して、世の中にわかる形で示したものを適用すべきだと。それをするか、しないかは、結局、基本的に各学校の経営にかかわってくることで、中高連という組織がそれに口を出すということは基本的に考えておりませんので、そういうことを申し合わせて実行しようではないかという呼びかけをするという話になります。これは、大学等の団体でもこういうことは、よく何かあったときはなさるんですけれども、中高の場合もそれをまねさせていただいて、早速申し合わせをしようということで、こういう申し合わせをさせていただきました。

とは申しましても、野球のことについて今回の特待生、特別奨学金の制度についての感想を少しく申し上げますと、中等学校野球時代、この問題はどうかだったかということですが、第二次大戦前の中等学校時代の公立、私立の授業料、つまり教育費負担は、公立、県立が月5円的时候には、私立が6円という状態でありました。基本的には、その当時は独立採算でございましたから、公立といえども特別な授業料というのはいないんです。私立とほとんど変わらないという授業料が、実態としてありました。その考え方でいた時代というのはどういう時代かというと、5円、6円という金額でおわかりになるように、相当豊かな家庭でないと、中学校には行けない時代だったわけですね。ですから、確かに調べてみると、同年代の大体100人いれば、10人とか15人が行くという学校だったわけです。その中の選ばれた人が野球をやっていた、こういう組織が中等野球の実態だと言ってよいと思います。

ところが、第二次大戦に負けた後、事態は全く変わったわけですね。つまり、戦前の中等学校と言われる学校は高等学校に名前が変わりまして、戦後のインフレの結果、現状どうなっているかという、公立の授業料が1としますと、私立は親の授業料、つまり教育費負担が全国平均で5.6倍です。数字で申し上げますと——辻村さんがいらっしゃるので言いにくいんですけども、数字ですから申し上げます。私立が平均で大体、生徒1人当たり年間30万円の援助があるんです。公立は、全国平均で130万円です。これだけ差があると、私立側からすると、公立の選手というのは全員、税金で奨学金をもらっていると思わざるを得ないですよ。それが、やはりちょっと奨学金をやる誘因になっているんですね。それを無視して、ただやったことがいけないと言うのはいかなものかというのは率直な感じですよ。

しかし、とはいっても、今回の事件では明らかにやり過ぎの点がありました。それから、問題になることもいっぱいありました。ですから、それはやはりちゃんと直さなければいけない

と思いますが、基本的にそういう状態だということ踏まえた上で議論を展開していただきたいというのが私どもの希望でございます。

現実を申し上げますと、公立は授業料が安いということで、しかも多様化、特色化ということで、地域に聞いてみると、一般の入試よりも早い段階で、スポーツ推薦と称して公立がどんどん優秀な選手につばをつけていくということを訴えられました。調べてみたら、確かにそういう試験がどんどん一般化しているんですね。そうすると、私立は授業料が5.6倍という負担の格差で、かなり頑張ってもこれは大変難しいというのは、間違いなく出てくるだろうと思うんです。

ちなみに、実は大学は、国立と私立の学費負担の差というのは2対1です。これは、国立の大学の授業料が高くなったということですね。ですから、2対1が、私などの実感でいうと限度かなと。それ以上、差がついたら、これはもう競争にならないんですね。

ですから、まさにそういう意味での配慮を踏まえた上で、なおかつ、生徒に影響あることから慎重に対応していただきたいというのが、野球の特待生に関する私どもの希望でございます。

なおかつ、いろいろ聞いたところによりますと、先ほど北村先生がおっしゃらなかったのも、あえて申し上げますが、公立の学校も、後援会という組織をかなり完備しているところが多いございまして、そういうところから生徒の安い授業料もなおかつ負担して援助するという組織があるようですね、学校によっては。その実態を全く無視して、私立の学校がやったというその1点をもとにして奨学金制度を攻撃するというのは、ちょっとバランスを欠くのではないかという気がします。これは、あえて言わせていただいていますので、私立がよいことをしているという意味ではないんですよ。だけれども、比較して言うのならば、そこまでお考えになって比較していただきたいという意味で説明しているわけです。

私立も、反省することがいっぱいあります。ですから、こういう申し合わせをしたし、これはこれからもしっかりやっていきたいと思うんですけれども、実態としてはその状況をしっかりと理解していただいて、高野連は対応していただきたいと思います。

それから、3点目でございますが、特待生一般についてのお話が出ました。特待生一般で申し上げますと、これは世界じゅう、あらゆるところで特待生という制度、あるいは特別奨学金制度は、今や普及しております。御存じないと思いますけれども、国立大学が今、独立行政法人の国立大学になっていますが、国立大学で特待生、特別奨学金を出しているところがたくさんあります。つまり、受験して、成績の順番でどれぐらい特別奨学金を出すというのを公にしている国立大学はいっぱいあります。それは、ある意味ではこの制度が日本の社会で認知されているということの証拠ではないかと思います。ですから、このことを取り上げる場合は、特待生というものが一般的にどう考えられているかということを理解した上で、高野連の態度をぜひお決めいただきたいと思います。

それから最後に、いろいろ申し上げましたが、これから先は私の個人的な意見ですので、北村先生から怒られるかもしれませんが、高野連の90年の歴史はぜひ大事にしてもらいたい。これはやめてしまったら、90年たたないと復活できないわけですから、ぜひ続くように考えていただきたい。

しかし、その際、大事なことは、最初にも申し上げましたが、小林秀雄が昭和の初期に書いた「伝統と習慣」という有名な論文がありますね。伝統というものよりも、習慣の方がはるかに力が強いというんですね。伝統と習慣の違いは、伝統は、毎日毎日その状況に合わせて見直すというところに伝統の強さがあるんだと。それが無いのが習慣で、人間にとっては習慣の方がはるかに影響力のあるものだ、だから気をつけなければいけないという論文ですけども、高野連の伝統というのは、変えないことではないと思います。すばらしい90年の歴史があるわけですから、それをやはり見直すという作業をすることで、その命をさらにすばらしいものに育てていっていただきたい。ですから、見直すことにヘジテートしないでいただきたいと思っております。

いろいろ何か私学の都合のよいことだけ言っているような印象をお持ちかもしれませんが、少しくこちら側に立って言わないと、そうでない意見も出てくると思いますので、少し申し上げさせていただきました。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○堀田座長 ありがとうございます。大変簡潔にお話しいただきましたが、議論のいわば出発点に関する事項であります。

御質問、あるいは今述べられた御意見に対して疑問がある方、あるいは反論がある方、また追々議論を深めてはまいります、とりあえず今日、可能な限り深めたいと思ひます。後の日程を考えましても、15分ぐらひは御質疑、御意見を述べていただくのに時間を割けますので、どうぞ今の田村委員のおっしゃいましたことにつきまして、疑問点等々ありますれば、大いに忌憚なく聞いていただき、あるいは意見を述べてほしいと思ひます。

北村委員、私学のお立場で、今お述べになりましたことで補足される点、あるいは私学として首を傾げる点等、ございますでしょうか。

○北村委員 補足と申しますか、現状について感じておることということで、1点だけお伝えしておきたいんですけども、約束で任意の団体に入ったわけですから、その中のルールに従うのは当然のことというのは非常によくわかるわけで、当然のルールでございます。

我々も、いろいろなことが起こりましたときに、責任教師の変更をさせていただいて、対処させていただいておるわけですけども、実感といたしまして、現在の日本の高等学校の指導者として野球部を指導していただくという先生を確保するというのは、どこの学校でも同じだと思いますが、結構大変な作業になるかと思ひます。

と申しますのは、一たん野球部長なり責任教師なり顧問なりを担当いたしますと、冗談では

なく、ほとんどコンビニ状態と言っておきまして、年中無休で仕事しているという状況になります。「こんなことでは教師はあかん」と言われればそれまでですが、なかなかそれをお引き受けいただく先生が少ないという現状がございまして、熱心な先生ほど、また熱心に指導されるということもございまして、その熱心がゆえに、また問題も起こってくるということも逆にございまして、その辺で現場の校長先生方はそれぞれ苦慮されているということは、1つあるかと思えます。

○島宮委員 公立の立場で述べさせていただきます。

田村委員のお話の中で、公立もスポーツ推薦があると。確かに、一部ございます。ただ、枠としては非常に小さい枠です。しかも、一定の学力レベルに達している者で、スポーツに秀でている、または種目を限定して推薦入試を行うという制度はあります。いわゆる無制限に多くの生徒を集めるという制度ではありません。

それからもう1点ですが、先ほど後援会による授業料負担などがあるところもあるというお話ですが、私はちょっと聞いたことはないんです。もしかしたら、あるかもしれません。しかし、これはごく本当に一握りであって、ほとんどの公立高校では、恐らくそれは不可能であろうと思っております。

それと、あと1点だけ、全体のお話ですが、野球憲章そのものについては、私は決してすべてを否定するわけではないんです。やはり理念としてあるのは結構だと思うんです。理念は理念として、あくまでもきちんと置いておいた上で、その運用を図るときに、やはり生徒の状況や、またはいわゆる時代の変化とともに、この基準について見直していく必要がある。これは、常に見直す必要があると思っております。ただ、理念というものは、やはりそうそう簡単に変えるものではないと思っております。

○堀田座長 ありがとうございます。

今、おっしゃった点について、田村委員から何かありますか。

○田村委員 いや、言い合いになることを避けたいと思いますし、お気持ちはわかるんですけども、私どもの身の回りでも、そういう例を何個も実は知っていますから、「御存じないのだろうな」とお聞きしたんですけども、そんなに、もちろんほとんどの学校がそうしているという意味ではありません。しかし、何校かでもあれば、それが競争相手になるわけですから、その県の関係の学校は、やはり神経質になるんでしょうね。

ですから、何校かでもあれば、それは神経質になる。ほとんどがやっているということは、もちろんないと思いますけれども、それはそういうのが実態だろうと思いますね。競争相手になるのは、結局、公私の関係でいえば、本当に私立でも何校かですよ。公立も何校かで、それで競って甲子園を争っているわけですから、だから数ではないですよ、これは。そういう意味でございまして。

○堀田座長 わかりました。今回は、大体私学を頭に置いています、公立にももちろん共通の問題ですので、ちょっとその辺の実態がもう少しわかりますように、田名部さん、ひとつテキストノートしておいてください。

その点に関してですか。では、河上さん。

○河上委員 今、お2人のお話を聞いていて、田村さんがおっしゃったように、ここで改めて公私間の対立といいますか、競争の問題、生徒の取り合いをやるのは、私も本意ではございませんし、嫌な思い出もございますので、お互い競争的な関係の中で伸びていけばよいことなので、この問題は、ここで僕は触れない方がよいと思うんです。むしろ、この特待生問題に限って話を進めるべきだろうと僕は思うんです。

私は、公立と私立、両方を知っておりますが、どっちかという、多分、田村先生は、私を公立の代表だろうと御覧になっているだろうと思うんですけれども、ただ、問題点は、奨学金制度は公立もあります。私の日比谷高校でも、同窓会で奨学金制度をつくってありましたし、それはうちの子供だけではなくて、よその子供にも出していたことも事実でございます。

ただ、奨学金制度、それから特待制度、これは、僕は私学上からしても、あって構わないことだろうと思うんです。ただ、一番の問題は、中身ですね。

だから、今日、田村先生のお話の中で最後に、私がよかったなと思うのは、生徒募集などを含めて公表する、公開性を持つのだと。ここの部分が、実は非常に不透明であって、さっきのお話だと毎年変わってしまうんだと。すると、受験生にどうなっていくのか。つまり、受験の手段、一般入試と推薦入試をもとにして、そこに奨学金制度があり、特待制度があるだろうと。その実態のところには不透明さや変な問題がないのかなというところが、一番の問題ではなかったのだろうかと思うんです。

ですから、特待生問題の委員会ですけれども、特待生が悪いとか、いいという問題ではなくて、そこに来るまでのプロセスが、やはり透明性を持ってきちんとしていかなければいけないと。そうでないと、高野連については、いつまでたっても疑惑は拭われませんよということではないかなと私は思います。

○堀田座長 ありがとうございます。問題がポイントのところに参りました。

今、河上委員の提起された問題の前に、やはり実態をきちんと踏まえるということが必要なので、別に公私の喧嘩は振るわけではありませんけれども、実態がどうなっているかということとは大切だと思います。

そういう意味で、公立の方で、今、島宮委員が、公立の方はわずかしかない。しかも、あったとしても、スポーツ推薦について一定の学力を要求しておるという発言がありました。この点は、前回の委員の意見にも出ておる点ですので、その点について私学の実態はいかがでしょうか。いろいろな実態があると思うんですけれども、大まかなところで推薦について、そうい

った学力の歯どめがあるのかないのかについて、これはまたこの後、詰めていきますけれども、簡単に田村さんの感触で答えられれば、どういうことになりますか。

○田村委員 これは、話題にはなったんですけれども、調べようがないんですね。「いや、学力も見ていますよ」と言われれば、それっきりですからね。もともと透明性があって公表されてやっていることではない、状況に応じてやっていますから、だから「いや、学力も見ていますよ」と言われたら、「ああ、そうだ」ということになるから、全員、学力を見ているという返事になるんですね。

僕は、はっきり言って、公立も全く同じだと思いますね。そこまでチェックのしようがないですからね。もし、本当に公立がそうおやりになっているのなら、公立はルールを決めて公表すべきですよ。 「内申何点以上でない対象にしない」とか、何もありませんから、文言で書いてあるだけだろうと思いますよ、恐らくね。

だけれども、それは実態を知らないで言っていますから、これは公私の悪口になってしまうからこれ以上は言いませんけれども、それは調べようがないのではないのでしょうかね。

○堀田座長 ありがとうございます。

実態は、今のところ、調べようがないということですが、調べようがないとなると、それを要件にしているところもあれば、していないところもある。両方の可能性があるということで、田村さんのお考えとしては、それを条件にするか、しないかも、しっかり公表することによって問題を解決しようというお立場ですね。

○田村委員 そういう意味ですね。

○堀田座長 それは、この連合会の合意の中にも、そういうことが踏まれていると理解しているですか。

○田村委員 そういうことです。「社会的に妥当な範囲」という言葉にそれが入っております。

○堀田座長 ありがとうございます。

その点を、連合会の方でそう言っていただければ、まさに今、河上委員がおっしゃったように一番難しいところが解決できるわけですが、今の公表という点につきまして、田村さんから出ているわけですが、ほかに御意見はございませんか。

どうぞ、後藤さん。

○後藤委員 単純に、田村さん、この申し合わせの中の5番ですが、各学校の経営に関するということなので、これは御説明と、この5番が、「公表するとともに・・・従うものとする」と。御説明の中では、ちょっと僕も聞き取れなかったんですけれども、もう確実に公表するんですかね。

○田村委員 公表が原則です。ただ、都道府県の単位で細かなことを決めているんですね。例えば、発表の時期とか、「こういうことについては各学校がやるんだよ」と決めているとか、

いろいろな都道府県ごとに、私立学校同士で話し合いをして決めていることがある。それは、そのことを無視してやらなければいけないという意味ではないですよ。

ただし、そういうことも、議論すれば公に出てきますからね、このことを決めている以上は。ですから、妥当な取り決めが実施されることになるだろう。ポイントは、公表するという原則だと思うんですね。

○後藤委員 ということは、いろいろ制約があると思いますけれども、公表すると。その募集、それぞれの学校の特色はあるけれども、単純に言いますと、野球部員、来年度は5人だと。

○田村委員 そうですね。それは5人とか10人とか、3人から4人とか、それはそれぞれの学校がお考えになってお決めになればいいと思うんです。

ただし、非常識なことを決めて公表すれば、その学校は損するだけですから、そういうことはしなくなりますよね。

○後藤委員 あとは、学費の免除であるとか、そういったことも当然。

○田村委員 もちろん、条件の中に入れると。

○後藤委員 公の人、一般の人でも免除することができるということですね。募集要項の中に。

○田村委員 特待生の制度の中に、事前に明示して、その明示したようにやりましょうよと。それ以外にこの問題の解決の方法はないというのが、この中高連のメンバーの意見です。

○後藤委員 わかりました。

○奥島委員 今までの議論を聞いていると、一体何が問題なのか、問題はもうなくなったような気がするんですね。

例えば、今、田村先生のこの特待生制度について、今の質疑にありましたように、5番でもって内容が明示されるということになれば、変なことは起こらないということになるはずですし、それからまた憲章の問題については、島宮先生が先ほどおっしゃったように、理念は必要だと。私も、理念のないような憲章など、これはあり得ないと思っているんですよ。大体、理念なき憲章などというものは、まことに空虚でありますし、そしてまた現実を踏まえないような憲章の在り方というのは、こんなものは無力ですよ。ですから、そういうことになってきますと、この憲章の問題も大体解決だということになりますと、本当に一体何が問題なのかということが、先ほどから私はわからなくなっているんですが。

それは、あまりにも今まで特待生制度という形で包括的な議論で、特待生制度がいいの悪いのと言うんですけども、その特待生制度の中身が全然違うわけですよ。要するに、一番問題になっているのは、丸抱えが悪いというわけでありまして、丸抱えが悪いというのは、これはもう誰でも言っているわけでありまして。もうこの議論の中で、丸抱えがよいといったことを積極的に言っている人は、1人もいらっしゃらないはずであります。もともと、どんな特待制度であっても、一番入試のときに尊重される学業成績が特別よいから丸抱えにするなどとい

う学校はないんですから、これはやはり特待制度として、野球だけが丸抱えというのがいかにおかしいかということは、もう誰でもわかるわけでありまして、そういうことからいうと、その点が駄目だということになれば、要するにもう問題は、このガイドラインでもってどういうものが丸抱えに近いものになるのかということが明らかにされていけば、この問題についてはほとんど合意ができるというところに来ているのではないかというのが私の今聞いていた感想でありまして、積極的な議論ではありません。

○堀田座長 ありがとうございます。学長から気合が入りましたけれども。

○伊藤委員 この特待生の問題を考えるに当たって、基本的に公立と私学の比較の中で、私学の独自性、これを前提として、特待生制度は必要なのだという、これは私学側の御報告でしたから、そういう形になるのは当然だと思うんですが、問題は、この場で考えなければならないのは、私学に限定した特待生制度を考えるのか、それとも場合によっては、これは公立ではそういうことが採用されるのかどうか分かりませんが、野球特待生制度を公認するということを決めて、あとは公立にかかわらず私学にかかわらず、その制度に乗っかって、採用するか否かは自由であるという形でこの特待生制度を考えていくのか。ということは、場合によっては公立だって、ここで制度がえしたといいますか、あるいは一応の基準として定めた特待生制度を採用するということもあり得るんだという形で議論を進めるのか、これはかなりまた違ってくることになるんですね。このあたりを、この場でどう受けとめてよいのか、これは1つ、私は確認しておきたいんですね。

それからもう一つ、これは私学の方に悪いんですが、私は前回も言いましたように、私学の独自性はわかるんですが、「だから任せろ」という、これは自律性ですよね。本当に100%自律性に任せてよいということであるのか。先ほど、奥島委員がおっしゃいましたように、ここにありますように公表もやる、基準も決めるということで、「自律でやっていきますよ」と言われれば、あとは何もここで議論する必要はないということになりそうですが、果たしてそういう受けとめでもって、この問題を考えてよいのか。やはり、これまで起こってきた経緯があるわけですから、どういう形で、何のどういうところが問題になって、恐らく今までは、公にはなりませんでしたが、独自性と自律性に基づいてそのままやってきたんですね。これは惰性でやってきたんでしょうけれども、そういう過程の中で起こったのが今回の問題だと思うんですね。

ですから、今回は、なぜ、どういう点に、どういう問題が起こったかということをやはりきちんと洗い出して、歯どめをかけるところは歯どめをかける、自律性に任せるところは自律性に任せるといった検討を、やはりやっていかなければいけないのではないかなという感じもしております。

○堀田座長 ありがとうございます。

議論の基本の点についての御疑問でありますので、これは諮問した脇村会長から答えられるのが筋でしょうが、簡単に言ってしまえば、公立の問題もちろん含むと。別に、事実上、私学中心に起こってきた問題だけれども、我々としては両方を含めてきちんと制度を考える、これはそういうことでお考えいただきたいと思います。

それから、自律性の問題は、学校のガバナンスの問題ですが、最初にこれは田名部さんから説明がありましたように、こことしては高野連の憲章という、その権限の中でどういうルールをつくっていくか、その問題を論議しているのものであるということ、これもお受け取りいただければありがたいと思います。

○栗山委員 その今の、多分、現場の感じとしたときに、本当に田村さんが言われたとおりとみんな思われている中で、どこに線引きするのかという話になってきたときに、僕らも現場にいて「そんなことあるの？」というぐらいのことが、実は起こっているはずなのですよ。だから、トップの校長先生が知らなくても、現場の監督と、それから監督に選手を紹介する間に誰かがいたりとか、多分、そこが問題だろうと言われているんだと思うんですよ。ですから、もう一回、そこは洗い出さないと、各学校で、申しわけないけれども、それは処分とかをするのではなくて、表に出そうと。それはよくないというのをみんなで納得しないと、そういう人たちがいなくなる可能性が、僕はあるような気がするんです。だから、そこをしっかりといかないと、プロ野球でもそうですけれども、一番大事なところを表に出してガラス張りにしてしまわないと、「また同じことが起こるでしょう？」という感じが僕はしていて、正直、中学生に契約金が出るということとかいろいろなことで、多分、僕らがびっくりするようなことが、実際、起こっていることはやはりあると思うので、それは申しわけないですけれども、処分とかではなく、1回、洗い出してくださいと。それで、校長先生も知らないようなことが、もしかすると起こっているかもしれないので、そうすることによって何か……。

ですから、僕が思うのは、例えば中学生がいて、その子が行きたい学校があるのに、今度は中学校の監督の意向で「僕、そこへ行けないんですよ」と困っている中学生に会ったりしてしまうわけですよ。「それは根本的に、お前、違うだろう」という話が、でも、僕らが何を言っても何も聞かない、苦情請負人になってしまったりとかというのがあるので、「その子にとってよい」のではなくて、「その子に迷惑をかけない」形をどうやってつくるかというところの洗い出しは、もしかするとある程度、この会議の中だけでも御報告してもらってみんなが知っておくことが、必要なのではないかなと思うんですけれども。

○堀田座長 ありがとうございます。

奥島委員から、この表どおり出ている話なら、これでもう問題解決ではないかと逆説的な御発言がありましたが、表どおり言葉で「公開する」と言って、それで問題が解決するはずもないことを御承知でおっしゃっておられますが、今、栗山委員がおっしゃったように、問題は、

実は実態がどこにあるのか、そして実態としてこれでよいのか、ここは大変に難しい問題で、まさにその解明のために本日のいろいろな御説明もあり、これからも何回か時間を使って、いろいろな立場の方から実態について御説明いただくということでありまして、その御説明をいただき、それに御質問、御意見をいただく中で、論点を次第に浮かび上がらせていって、概ね出尽くしたところできちんと論点をまとめて議論したい、こういう手順を進めたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ただ、実態の解明につきましては、具体的に「何校の何監督がどうこうした」という話は個人の名誉にかかわりますので、それは「X校のAさんが」という形で、その点を配慮しながら実態に迫っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

田村委員についてのいろいろな御質問をいただきましたが、これからあとお2方、御発言、御報告を用意させていただいております。またそれを聞きながら、お感じのところをいろいろ御意見、御質問いただければと思います。

田村さん、どうも今日はありがとうございました。

○田村委員 一言だけ、よろしいでしょうか。ちょっと誤解されるといけないので申し上げておきますけれども、公表すればすべて解決すると考えているわけではないんです。ここに書いてありますように、「社会的に妥当な範囲」になるだろうという考えでございますので、「社会的に妥当な範囲」の範疇は、ここの議論の中で何となく出てくるのではないかという、それで最終ではないと思っておりますけれども、もう世の中どんどん変わりますから、また違った問題も出てくると思います。だから、議論していただく意味はあると思うんですけれども、方向性としてはこれでないとな根本的な解決にならないのではないかというのが、我々の内部で話し合った結論です。

○堀田座長 大変建設的な解決策を私学から言っていただき、その点、大変感謝いたしております。ありがとうございました。その中身については、追って詰めたいと思います。

それでは、今度は中学がどうなのか。中学校長会のアンケート結果につきまして、木村さんから10分か15分で御報告いただいて、また質問を受けてほしいと思います。よろしく申し上げます。

5. 全日本中学校長会のアンケート結果の説明

○木村校長 ただいま御紹介いただきました、東京都の台東区立駒形中学校校長の木村と申します。

本日は、会長が全国校長会の理事会をやっておりまして欠席ということで、私がかわりまして会長の意向をお伝えしたいと思います。

なお、お手元に、「意見の概要」という1枚のペーパーを置かせていただきましたが、会長から、これだけでは不十分だということで、ここに原稿を預かってまいりましたので、それを読み上げる形で、大変お聞き苦しいかと思っておりますけれども、お聞きいただきたいと思います。

まず最初に、申し上げます。

日本高野連特待生問題につきまして、全国の校長会長から意見を求めましたので、それらの意見を踏まえてこの問題についての見解をお示ししたいと思います。

ただし、会議の正式な依頼があってからの緊急な意見集約であったため、5項目の確認事項にかかわって、次の4つの内容についてのみ、意見を求めました。1点目は、5項目の確認事項全体についての考えをお聞きする。それから2点目は、今回の5項目の確認事項は、暫定的な措置としておりますが、どうすべきか基本的なことについての考え。それから3つ目としましては、日本学生憲章第13条を見直すことについてのお考え。そして4点目は、高校での部活動の在り方についての考えと、この4点についての意見を求めました。また、意見を求める際に提示したのは5項目の確認事項のみであり、高野連の創立の背景と歴史、日本学生野球憲章の意義、高校スポーツ界における高野連の特殊な立場などについての理解度に差があること、また、いわゆる「野球留学」の実態や特待生制度の現状などについても、それぞれの地域はともかく全体についての把握がほとんどなされていない状況での回答であることは、あらかじめ御了解いただきたいと思ひます。

この特待生問題についての意見を述べる前に、まず中学校の部活動と進路指導とのかかわりについて、説明したいと思います。

地域により、また学校によっても差はありますが、公立中学校では8割から9割の生徒が何らかの部活動に参加しており、東京の例で言えば、そのうち約76%が運動部です。運動部全体の人数に対する野球部員の割合は約11%——これはいずれも平成16年度のものでございます。近年、地域のクラブチームの活動が盛んであり、中学校で部活動に参加していない生徒の多くがクラブチームで活動しています。

野球に限って言えば、中体連が主催する公式戦はすべて軟式です。したがって中学校の野球部は、ほとんど全部軟式野球であると考えられます。これに対して、御存じのように地域のクラブチームは、シニアのように公式野球と、数は少ないものの軟式野球のチームがあります。

続きまして、ペーパーの(1)推薦制度についての意見を述べたいと思ひます。

中学校では特待生制度は、私立高等学校の推薦制度の一つの携帯電話であり、多くの場合は学業成績が極めて優秀な生徒に対して、入学金や学費の一部、または全部を免除する制度ととらえています。推薦制度は多くの高等学校が実施しており、多様な形態がありますが、特待生制度まで設けている高校はそれほど多くはありません。

推薦制度は私学ばかりではなく、多くの公立学校が実施しています。その大部分は入学試験を免除し、書類選考と面接等で合否を判断するものですが、私立高校の推薦は、多くの学校ではその高校を第一志望とする生徒について、入学確約に限りなく近いものとなっています。中学校によって推薦の受けとめ方に差はありますが、私立高校の単願——その学校を第一志望と

し、合格すれば必ずその学校へ入学する、こういうものであっても、中学校が推薦書を作成する以上は、学業だけではなく、行動面でも他の生徒の手本であることが条件であり、生活面で問題がある場合は学校として推薦しないのが普通です。公立高校の推薦は条件が厳しく、生徒会活動のリーダーや部活動での優秀な成績は考慮されても、基本的には平素の学業成績が合否に強く影響します。

(2) スポーツ推薦と特待生について申し上げます。

スポーツ推薦を募集要項に盛り込んでいる私立高校は多くはありません。調査をしていないので正確なことは言えませんが、スポーツ特待生制度を公にしている高校はさらに少なく、少なくとも私の知る範囲の高校ではありません。

しかし、スポーツ推薦——これは吹奏楽部等の文化部の部活動も同様ですが、そのような場合には、募集要項に記載されておらず、私立高校の部活動の監督等から特定の生徒の指名を受け、条件を説明されるに及んで初めてそのような制度が当該校にあることを知らされる場合もあります。この場合、中学校に当該の高校から連絡がある前に直接家庭に連絡があり、入学の意思を打診するケースもあると思われれます。中学校には何も連絡はなく、生徒の保護者から担任に、「A高校を受験したいので推薦していただきたいのですが」という申し出があることもあります。当該校の説明会で示された推薦基準に成績が達していないので、そのことを説明しても「大丈夫なはずです」とか「とにかくお願いします」というだけで、要領を得ない。その生徒が基準の成績に満たなくても、生活面で全く心配がない生徒ならば、納得はできなくとも学校としては推薦書を書くことに大きな問題はありませんが、時として推薦書を書けないケースもあります。このようなケースは、特に地域のクラブチームに所属している生徒に見られます。監督同士で連絡をとり合うことも多いようです。公になっていない、これらのスポーツ推薦では基準や条件が不明瞭なので、この中には入学金あるいは授業料の免除といった特待生もあるのかもしれませんが、実態は把握できません。圏外で自宅からは通学な不可能な私立高校に、部活動の関係で進学する生徒も数は多くありませんが、見られます。この生徒の多くは特待生ではないかと推測されます。なぜなら、親元から離れて生活するにはそれなりの費用がかかるし、私立高校の授業料も少ない金額ではなく、すべて自己負担で進学するとは考えにくいからです。

もちろん、このような私立高校ばかりではなく、推薦制度の一環としてのスポーツ推薦も要項にうたっている私立高校もあります。この場合では、希望する生徒について、進路担当者同士の事前相談によって推薦に該当するか、その可能性について話し合うこととなります。希望する生徒はすべて相談できるわけで、望ましい形の制度と言えましょう。

(3) スポーツ推薦等の進路指導上の問題点。

スポーツ特待生の場合でも、推薦制度の一環ならば中学校が推薦の母体であり、大会等の成

績だけでなく生活面でも、他の生徒の模範とまでは要求しないまでも、指導上の配慮を必要としない生徒であってほしいと考えるのは当然のことと言えます。

高校側が中学校を通し、きちんと事前相談が行われるのであれば、進路相談の一環として扱うことができ、生徒への指導も入れられるので大きな問題になることはありません。

中学校の部活動に所属している生徒にかかわるスポーツ推薦については、学校が全く知らないというケースはほとんどないと思います。しかし、特待生も含めたスポーツ推薦の実態は極めて不明瞭であり、校長会でもその実態を把握している県は少ないと考えられます。

さきにも触れましたが、クラブチームの監督と高校とのパイプができていている場合など、学校が全く知らないで話が進むことがあります。問題となるのはクラブチームの監督や生徒の保護者が推薦を頼みに中学校を訪れるケースで、「スポーツ推薦でも成績の基準が少し足りないので、何とかしてほしい」と公然と成績の数字の書きかえを要求することが、まれではありますが、いまだにあります。もちろん、学校ではお断りします。成績ではなく、推薦書だけを求められることもあります。つまり、「成績を変えなくてもいいですから、推薦だけ下さい」というものです。この場合、書けないこともあるのはさきのとおりですが、保護者が納得せず、後々まで尾を引くことがあります。

クラブチームで練習していても中体連主催の大会に出場している生徒は、その中学校の名前で登録しているわけで、このようなケースでは進学に関して中学校が全く蚊帳の外ということは少ないと思います。ただ、この場合でも、推薦については問題があります。推薦に関しての学校のスタンスは、さきに述べたとおりです。

一方、地域のクラブチームについてですが、学校の教育方針をよく理解し、スポーツを教育活動の一環としてとらえられている地域の指導者の方も多くいます。しかし、勝つこと、大会で上位に入賞することを目標とするのは当然であっても、目的も勝つこととしか思えないような活動は子供たちの成長により影響は与えません。えてして、このようなチームの生徒は、クラブチームの監督の指示には従っても、教師の指導には従わないことが多くあります。また、監督から「〇〇高校に進学できる」という話を聞いているため、中学校の勉強には全く身が入りません。中には高校の練習に何度も参加して、高校の監督から指導を受けている生徒もいます。このような例が中学校では一番困ります。

学校・家庭以外の第三者の進路選択への介入、学校が関与していない推薦による進路決定などの問題が現実として存在します。そして、それは野球だけの問題にとどまりません。

2 高野連が提示した5項目の確認事項について。

今お話ししました進路指導にかかわる問題点と、特待生制度の実態が明確になっていないということを御理解の上、これからお示しする中学校の意見に耳を傾けていただければ幸いです。

まず、(1)全体にかかわる意見。

高野連が提示した5項目の確認事項は、混乱を回避するために暫定措置として適切であり、賛同できます。また内容についても、約8割弱の地区——都道府県は賛意を示しています。残る2割強の地区は、否定ではなく「どちらとも言えない」の回答です。「どちらとも言えない」の主な理由は次のとおりです。

- ①高野連の組織を含め、野球界のことについての知識が不十分なので、判断できない。
- ②こと野球だけの問題ではないという疑問が拭いきれない。
- ③日本学生憲章から発生した問題である。学生憲章についての論議を深めることが先である。
- ④中学校の進路指導としては、野球部だから陸上部だからといったように個々の部に応じた対応は困難である。中高連携してのすべての部活動に適用できるルールづくりが必要と考える。
- ⑤確認事項の文言が、表現として不十分な内容の箇所がある。

例えば、「経済的支援を必要とすると判断した場合」など、当該の高校の判断に任されている。学校によって差が出るのが懸念される。2つ、「スポーツに優れた」に加え、「人物あるいは生活態度良好」という趣旨の内容を盛り込むべきである。

以上が5項目の確認事項についての意見でございます。

それから、(2)特待生制度について。

野球に限らず、スポーツの特待生制度については、その存在を否定するものではありません。学業の特待生と同様に、推薦制度の一つの形態として、スポーツ分野等において極めて優秀な成績を残している生徒、あるいは特に優れた能力を有する生徒に対して、入学金や学費等の経済的負担を軽くする制度はあってもよいと思います。

ただ、さきに述べたように多くの場合、制度の存在そのものが不明瞭であり、学校関係者以外の者が間に入ったり、時には学校が全く関与することなく当該生徒に特典が与えられている事例があることについて日ごろから疑問を感じている校長が多いのは事実であります。スポーツ特待制度を設けている私立高校の考えはわかりませんが、推薦制度の一環ならばその規定を公開することは当然であるし、在籍校が関与しない推薦はあり得ないと思います。

スポーツに打ち込むことは、目的意識が希薄な者が多い現代の若者の現状を鑑みれば、好ましいことと言えます。しかし、高校進学はあくまで学業の継続が主たる目的である以上、学習意欲の感じられない生徒や生活面で課題の多い生徒が推薦の対象とならないことは誰が考えても当然であると思います。こうした問題は推薦制度の一環として特待制度の規定を明らかにすることで解消すると思われます。特待規定の公開も含め、高野連が示した確認事項の多くは既に守られているという県もあるので、私学協会を含めた、入学選抜に関する中学校と高等学校の連絡会等で協議することは可能であると考えます。

次に、(3)今後の問題について。

さきにも述べましたが、「特待生制度は認めてよい」というのが中学校の総意とお考えにな

って結構だと思います。現状で幾つか挙げたような問題を解決していくには、一定の規制が必要なことは言うまでもありません。高野連が今回示した確認事項の内容は、細部についての検討はなお必要と考えますが、概ね妥当な内容と考えられます。特に、2から4の項目については当然のことと受けとめています。このような取り決めが遵守されればよいと思います。しかし、この規制の遵守が果たして可能なのかという疑問も多くあり、違反についてのペナルティも検討すべきだという声も聞いています。取り決めを周知徹底させるための方策も併せて論議することが必要でしょう。

最大の問題は、これが高野連だけの規定であつたら意味がないということです。高野連の設立の経緯と日本学生野球憲章の意義については第1回の会議で説明を受けました。これについては理解できるものの、第三者から見れば不自然に映る高野連と高体連の関係が何ら改善されないまま今日に至っていることは、中学校側からは理解できないものであります。私たちが望むのは、野球だけの問題ではなく、スポーツにかかわる特待生制度の適正化を図ることによって、生徒のよりよい将来を見据えた進路選択を可能にする適切な進路指導を推進することであり、

この会議での議論を受けて、高野連が確認事項あるいはこの内容に準じる規定を整備しても、それが他の競技スポーツに適用されるに至るには、かなりの道のりが必要であることは理解しています。本会議での議論が、スポーツ特待の問題のみならず、青少年のスポーツ環境に大人社会の利害関係が介入する余地をなくし、人格形成、健全育成といったスポーツ本来の教育的意義が少なくとも未成年の教育の場である中学校、高等学校のすべての共通理解につながることを願っています。その意味で高野連がこのような論議の機会を設け、それを公にしたことについては大きな意義があると思います。

高野連についての要望は、今後、特待やスポーツ推薦にかかわる規定の統一化に向け、高体連との連携を図り、この問題についての論議の継続が図られるよう、働きかけをお願いしたいということです。

(4) 日本学生野球憲章第13条について。

これまでの意見と関連して日本学生野球憲章第13条については、見直しが必要と考えます。他のスポーツとの整合性を図るためとか、時代の変化に合わせてという考え方もありますが、スポーツの純粋性を保ち、進路指導の正常化を図るために、今、見直しが求められていると思います。

見直しに当たっては、日本学生野球憲章の趣旨をできる限り損なうことのないような配慮は必要です。憲章の意義には営利を目的とする大人社会の働きかけから学生を保護し、スポーツとしての野球の純粋性を保持することも含まれていると考えられます。

中学校長会では、13条以外の規定については意見を集約しておりませんが、他のスポーツと

の整合性を望む声が多いことから、例えば第20条及び第21条などの内容について、今後議論の対象となるべきであると考えます。

(5) その他。

確認事項の5の寮費の問題については、あまり意見がありませんでした。これは、いわゆる「野球留学」については、好ましくないとの認識は多くの校長が持っているものの、実態が把握できない状況では、規制についての判断を下すまでには至らないとの考えが多かったためと判断されます。ただ、寮費の問題も含め、経済的負担の軽減が必要な生徒については、スポーツに関して適用される奨学金制度の確立を図る必要があるとの意見を複数の地域からいただいたことはつけ加えておきます。

最後に、3 高校での部活動の在り方について、申し上げます。

最後に、まとめの意味で高校の部活動についての意見を述べさせていただきます。

特色ある学校づくりの一環として部活動を位置づけている高校は多くあり、特に私学ではこの傾向が顕著であると思います。部活動を重視することは決してまずいことではなく、むしろ好ましいことだと思います。しかし、これが加熱するとさまざまな問題が発生することになり、どこまでがよいのかという線引きは大変難しい問題であります。中学校では次のような意見が多数であります。

多くの学校では、部活動の趣旨を踏まえた望ましい形での指導や活動が行われていると思います。しかし一方で、勝利至上主義の傾向が随所に見られるものも事実であります。近隣の他地区の中学校のみならず、全国レベルで他の地区から優秀な選手を集めることに奔走する学校関係者や指導者の存在については、疑問を感じざるを得ません。そのことが、高校入試や中学の部活動、あるいは地域のクラブチームにまで影響を及ぼしているのではないのでしょうか。

部活動は専門性を高め、心と体を磨くところであり、勝つことを目標に活動することはそれなりに必要であります。しかし、部活動はあくまで学校の教育活動の一環であり、人格形成のために行われるものであると信じます。勝利至上主義が加熱すれば、プロとの結びつきができたり、営利目的の第三者の介入を容認するような事態が今後も生じる可能性があります。今回の問題を契機に、「部活動も教育活動である」という原点に立ち返り、部活動の在り方について検討することが必要ではないのでしょうか。もちろん、私たちも、高校の問題、高野連の問題という見方ではなく、地域社会との連携や高等学校との連絡協議会等を通し、今後の部活動の在り方を考えていきたいと思えます。

○堀田座長 ありがとうございます。

配付していただいたペーパーより、かなり突っ込んだ提言等もありますが、次回でもよいのですけれども、今お読みになりましたものを配付していただくことは可能でしょうか。

○木村校長 はい、可能です。

○堀田座長 では、それをひとつよろしくお願いします。

それと関連して、代読していただいたものについて質問されてもお困りでしょうから、次の太田さんから、やはり中学の立場からですので、その御報告もいただいて、併せて御質問いただければと思います。大分、栗山さんと違うイメージの特待生が姿を現しておりますので、実態について、後ほどまた御質問いただければと思います。

6. 日本中学校体育連盟軟式野球競技代表者の意見開陳

○太田軟式競技部会長 日本中学校体育連盟軟式野球部長をしております太田でございます。よろしく願いいたします。

まず、このような場面で発言のチャンスをいただきまして、本当に感謝申し上げます。今まででしたら、恐らく中学軟式野球の競技部長が皆さんの前で意見を述べるなどということは絶対になかったなと思っておりますが、非常にありがたいなと思います。

また、これから私が述べる話は、私の個人的な意見というわけではございません。高野連の御努力によりまして、一昨年から中体連軟式野球のブロック長と高野連のブロック長と意見交換の場をいただきまして、そういった会を催すに当たって、我々もそれぞれのブロック、各都道府県で、アンケートまではとっておりませんが、いろいろ事情を調べまして意見交換をしておりますので、そういったことをまとめた上で話をしているということを御理解いただけたらと思います。

先ほどから、私立高校と公立高校という話をされておられましたが、ちょっと私としましては、論点がずれているかなと。先ほど、校長先生がおっしゃられておりましたように、この野球特待生にかかわっている方たちというのは、まず一番多いのはボーイズ、シニアという少年硬式野球の方たちですね。ですから、一番の問題は、中学校の進路指導を通さないで進学が行われているということです。ですから、「特待生なのか」とか、あるいは「幾ら、どの程度もらっているのか」ということを、学校では知らないまま入学している。ですから、ガイドラインをつくったりとか公にしたとしても、この部分を解決しない限りはなかなか厳しいだろうなとは思っています。

ただ、こう話すと、「お前、軟式野球が硬式野球を……」などというさっきと同じ論理になってしまいますので、確かに中学校で軟式野球をしている生徒は30万人おまして、9,200チームあります。ですから、大多数の野球を愛する少年たちは、この特待生制度に関しまして、あまり関係がないのは事実です。ただ、やはり地域によっては、特に硬式のチームのない地方では、声はかかってきますし、実際に特待生で入っている子もいると思います。

ただ、この辺につきましては、野球憲章を知らない方々が多過ぎる。我々も、先ほどお話ししましたように、一昨年からブロック長に野球憲章をお配りいただいて、各都道府県に「こういうものがありますよ」と。これで特待生が金品をもらってはいけないということを初めて知

ったという野球部の顧問もいますし、それぞれ進路を担当する担任の先生を初め多くの先生方は、実際には知らない。だから、逆に言えば、自分の学校から特待生で入学するようなことがあれば自慢してしまうというか、そういう傾向にあることは事実だったと思います。ただ、ここ数年は、大分、皆さんの理解は及んできたかなと思っております。

話が前後して申しわけないんですが、先ほど言いましたように、学校の進路指導を通さない子供たち、この点は非常に中学校としては困っています。例えば、「オール1でもよいから、とにかく推薦書だけ出してくれ」と、実際にこれは千葉県であった話ですけれども、この子につきましては推薦書は用意しなかったそうですが、やはり先ほど校長先生がお話しされましたように、保護者との軋轢、また少年硬式野球を指導される方とのトラブルは大変だったという報告は受けています。また、私の学校でも実際に、面接した際に「勉強しなくても大丈夫だ。僕は硬式野球をやっているから、進路は心配ないんだと監督に言われた」とか、あるいは入学する際に、「特待生で入れてあげるよ」ということを条件に硬式野球の方に入っているということは、かなりあるのかなと思っております。それぞれの県で、調査はしているのではないかと思いますけれども、まだ日本中体連軟式野球競技部として全部をまとめるという作業はしておりませんが、それぞれの県の中体連の指導者たちはかなり関心を持って、自分の県はどうかということはあるかなと思っております。

それから、この特待生制度が、ほかの種目、競技とはまた、野球は大分、数が違うのではないかな。実際に、ほかの種目、競技の先生方に聞いたときに、せいぜい1割とか、中にはかなり多くいますけれども、校数としては限られているのかなと。野球の場合は、大分、数的にも多いということは事実ではないかと思えます。それが、中学校野球にも大分影響を及ぼしてきて、昨年は、実は中学校の全国大会に出場したチームで各学年5名ずつ、15名の特待生を抱えているという学校がありました。これは、小学生に勧誘をしていると。また、義務教育なのにもかかわらず奨学金が出ていると——特待生、返しているかどうか問題ですから、奨学金と言うかどうかは別ですけれども。また、中学校の場合、学区の弾力性ということが認められてきていますが、それでも市を越えたり県を越えたりするというのは、普通、考えられませんので、これは学区を越えてということになると、チーム自体の有利、不利というか、これは高校野球どころではないということが、実際にもう起こってきているということが挙げられるかなと。ですから、高校の特待生制度、この問題が中学校にも大分影響を及ぼしているということは御理解いただきたいかなと思っております。

野球憲章を、今後、中学校の先生方にも熟知させていくということは、我々としてはぜひ行っていきたい。それはなぜかという、先ほど申しましたように硬式野球部の子供たちが来たとしても、それをそのまま学校の進路指導を通さないで行くのはおかしいという主張を、やはり中学校の顧問、教師からできるような機会をつくっていきたいかなと考えております。中

学校野球は、やはり学校教育の一環として行っているわけで、この点につきましては高校野球と何ら変わらないと思います。我々は、野球技術を向上させるためだけではなくて、ましてや有力校に入れるために指導しているわけではございませんので、プロ野球選手を育てるためでももちろんありません。中学生、高校生を金銭で扱うような場面が多く見られるということは、教育としてまかり通ってよいはずもないと思います。

先ほど、栗山さんからお話がありましたように、「野球だけやればよい」という風潮が、やはり中学校の現場にも出てきているかな、これは何とかしなければいけないなど、中学校の野球部の指導者たちは苦慮しております。募集要項に、ぜひ載せていただきたいと思えますし、これは中学校サイドのことだと思いますけれども、中学校でもガイドラインというか、勝手に進路指導をできないようなシステムづくりをしていく必要があるのかなと考えます。

また、この用紙には書いてありませんけれども、野球の場合ですと、一緒に練習したりですとかセレクション等は禁止されていますけれども、他種目の場合は、かなり高校に行って練習したりとか一緒にということがあって、それが特待生云々にかかわることが非常に多いかなとは思われます。この辺についても、ぜひ御検討いただいた方がよろしいかと思えます。他種目について出しゃばった話をするのは申しわけございませんが、思います。

今回の機会が、私たち野球にかかわる中学校指導者としましては、実はぜひ学生野球憲章は維持していただきたいと思っております。それはなぜかというと、「野球をやればよい」という「野球バカ」を——言葉は悪いですがけれども、作りたくないなど。プロ野球で活躍する選手はほんの一部ですので、30万人の子供たちが間違った形の進路指導、あるいは野球指導を受けてしまうというのは、ぜひしたくないなと思っております。

○堀田座長 木村先生、太田先生、ありがとうございます。

かなりショッキングな実態も、芽をのぞかせ始めております。議論する前に実態が大事という、そのとおりであります。この実態に関して、お2方に質問できるチャンスは今日だけありますので、ぜひどういう実態なのか、今出た実態、その他の実態等につきまして、御質問があればどんどん。あと20分、御質問に。

○辻村委員 では、2つほど、お2人の先生に。

まず1つは、今の実態の話ですけれども、中学校を通さない進路という形でおっしゃられました。つまり、中学生を指導しているクラブの監督、それと高校の監督との間でお話し合いがあって、推薦書をもってこいという形だと。それは、中学校の進路指導を著しく歪めているというお話だと思うんですが、それがまさに実態として、量的にはどんな状況になっているのかというのが、わかる範囲で教えていただきたいのが1つです。

それからもう一つ、太田先生のペーパーにも、特待生問題と野球留学との問題は同一線上だとありますね。それから、校長会の会長のペーパーの御説明のときに、野球留学というのは望

ましいと思わないという御発言があったかと思いますが、その野球留学につきまして、好ましくないというのはなぜなのか、その2点について、どちらの先生でも結構ですが、御説明いただければと思います。

○太田軟式競技部会長 では、私の方で答えさせていただきます。

実数としては、把握はしておりません。ただ、先ほど申し上げましたように、一昨年、昨年と、高野連の皆さん方と情報交換をした際に、すべてのブロックから、かなりの数がいるということは出ています。ですから、それぞれの県では、ある程度、把握しているのかなとは思っております。

それから、同一線上にあると申し上げましたのは、30万人と言いましたけれども、この中学校でやっている子供たちが、いきなり地方の高校に進学するという発想になるのはなかなか難しいです、実際は。やはり、かなりの金額もかかりますので、実際は、ですからブローカーが介在したりですとか、そういうところに行くのは、この野球の特待生制度のもっと大きくなった部分が影響していると自分は確信しております。

○木村校長 高校の監督とクラブチームの監督同士で話がついていて、それでクラブチームの監督が直接は学校に来ません、保護者を通じて来るわけですから。そういう点でいえば、3年生の進路相談というのは、大体2学期ぐらいから本格的に始まっていくんですが、もうその時点で話がほとんど決まっているという状態がある。中には、「夏休み中に部活の合宿をやるから来ないか？」と、事実上のセレクションが行われている。東京近辺の公立と私立の校長会の中で、いわゆる相談日の開始が12月のいつと決まっているんですけども、実際は、もうスポーツにかかわる者については全然、それがいわゆる青田刈り状態というのが事実上はあります。これは、何件あるかは正確には把握しておりませんが、そういう例は野球以外でも、いろいろな運動の部活の中に見られます。

○伊藤委員 野球特待生の進路について、中学校の進路指導を通さない実態というのは、よく伺わせていただきました。これについてどう考えるか、これは恐らくここでの一番大きな問題ですね。必ずそのルートを通さなければならないのか、そうでないのかという議論があると思いますが、それはともかくとして、1つは、太田さんが最後の方に、野球以外のスポーツについてですね。前回でしたか、あるいは説明の中でしたか、野球以外のスポーツについて特待生制度があるのに、野球だけ野球憲章があって、どうもそれに抵触するという問題が起こっているというお話を伺いました。

そこで、太田さんからでも、あるいは高校側でも中学校側の関係者の方でも結構ですが、野球以外のスポーツについての特待生の進路の状態、どういう経路をたどって特待生になっているのか、ここの実態を少し伺いして、野球とどこが違うのか、あるいは同じなのか、少し考えさせていただければと思うんですが、よろしく願いいたします。

○堀田座長 わかりますでしょうか。

では、河上さんが、ちょうど両方やっておられましたので。

○河上委員 職務上知り得た秘密はお話しできませんけれども、高体連としては、特待の問題については特に高野連のように縛ってきたことはございません。日本体育協会の競技者の取り扱いというところでやってきたわけですが、実態としては、これは名前を挙げれば「あれっ」というような誰でも知っている名前がありますし、多分、この該当の大学にも行っていらっしゃるだろうと思うんですけれども、今、野球の場合が生まれて、私の経験、知見から、また高体連の前会長としてお話しさせていただくと、1つはやはり高等学校の運動部の顧問と、さっきクラブチームが生まれたけれども、公立の中学校のクラブ顧問との間に、実は話ができています。そして、夏以前から、いろいろな種目でもって接触が起こり、そして私立の入試の推薦の段階でのセレクションとかということも行われています。それからもう1点は、これは中学校の先生ではない民間のスポーツクラブ、団体と高等学校の顧問との間に話ができている。ある程度、話が固まってきたときに、高等学校のいわゆる推薦入試にかかわっての問題、その委員会に話が上がってきて、最終的に理事長、校長が決裁する。そのときの条件も、いろいろございます。もう少し生々しく言うと、そこに特待の条件がついてくるわけですね。つまり、1つはただ無条件で入学させますよということと、授業料を免除しますよということと、それもパーセンテージで切り売りする場合がありますね。それから、もっとひどい問題は、無条件進級、無条件卒業がついているということです。特待の内容は、経済的問題ではないんです、はっきり言って。だから、さっきの貧しい子とか、お金がかかると言っているのではないんですよ、これは、もう少し厳しく言えば。野球はわかりませんよ、私。無条件進級、無条件卒業があるんですね。これは、野球にもないかどうか。これが実態だろうと。

ですから、公立の中学校だとかクラブだとかではなくて、とにかく何らかの形でもって高等学校のスポーツ活動については、この推薦、特待というものが——公立の場合は特待を出せませんけれども、何らかついているということは事実なので、ですから先ほど話が出たように、高野連だけの問題ではありませんよと。これは、日本における高等学校のスポーツ活動そのものの問題にかかわっているわけですから、ですから野球とすれば、この問題が出たということは、大きな石を投げられたわけですので、当然、高体連にもつながってくる。ですから、両者の連携は、今後、絶対必要であって、「こっちが清くて、こっちが嫌らしい」とかではなくて、やはり高校全体の問題であって、そのうちの、今ここはすぐれて野球だけだけれども、全体の問題にこの特待の問題も全部つながるのだということとやっていくべきだろうと私は考えて、今、ちらっとお話をさせていただきましたけれども、実態はほとんど同じであろうと思います。

○奥島委員 今のお話で私は思ったんですが、新聞等でずっと今まで議論されていたのは、野球だけが憲章の13条があっただけと。私などは、そうではない、そういうものがないほか

の競技の方がおかしいのではないかと、むしろそう思っていたんですけども、高体連でそういう問題意識がありながら規制が難しいというのは、実態が把握できないからその規制が難しいと、ちょっと前回お聞きしたようでありますけれども、やはりそういうことがよくないということについての高体連での認識の一致というものはあるのでしょうか。そのあたりをお聞きしたいと思います。

○河上委員 今のは、基本問題検討委員会という委員会がございまして、ずっとこれは論議が続いているんです。ただ、野球の場合はたった1つなのです。野球だけ。非常に単純に行けるんですね。高体連をあえてかばうならば、はっきり言うと38団体全部、成立から歴史が違う、ルールも違う。その中でさまざまな意見がある。その中において、大きく集約していくと、日本体育協会のルールに落ち着かざるを得ない。

ただ、今、こういうふうには野球で話が出てくれば、当然、「高体連は何をやっているんだ」ということになって、今、論議もしているわけですね。ですから、ここの論議を踏まえながら、やはり当然、高体連としても、これはお互いに考えていく高校のスポーツ活動という点では共通性を持っているし、高体連もそういう方向だろうと確信しております。

○堀田座長 ありがとうございます。問題は、野球にとどまらず考えなければいけないということが出てまいりました。

○田村委員 ちょっと太田さんにお伺いしたかったのは、高野連の問題ですよ。今お話があったのは、中学校の野球大会に特待生が出てきたというお話があったんですけども、これは公立ですか、私立ですか。

○太田軟式競技部会長 私立中学校です。

○田村委員 これについては、中学校の野球連盟には、高野連のような規定があるんですか。

○太田軟式競技部会長 いえ、ありません。

○田村委員 何もないんですか。

○太田軟式競技部会長 はい、ございません。

○田村委員 それでは、ちょっと違う感じがしますね。高野連の場合は、規定がもうあるものですから、だから違反という意味で問題になっているんですね。

○太田軟式競技部会長 いや、私が申し上げたかったのは、小学生が野球をしていて、その小学生に「特待生だからうちへ入学しなさい」という誘いをしているということ自体が、異常ではないかと私は思うんです。そこまでして勝とうとするということが、異常ではないでしょうかということをお聞きしたいんです。

○堀田座長 わかりました。それをどれだけ規定上、受けとめられるかの問題を、田村さんはおっしゃったんだと思います。それはまた、後ほど考えたいと思います。

○望月委員 今日の議論の中で、北村委員から、私学の立場としては私学の良識を信頼してほ

しいというお話がありました。前回、皆さんにも配付しました特待生問題の論点整理案、私の整理でも、各学校の自主規制に任すというのは、選択肢の一つとして検討対象にしななければいけないと考えています。私学を信頼して自主規制が機能すれば、これは本当に理想的な話でありまして、問題ないのでありますが、問題は、私学の良識がないと言うつもりは全くないんですが、どうも今の太田先生と、それから木村先生のお話を伺っていると、学校の責任者の方の良識が、必ずしも現場に伝わっていないのではないだろうか。中学の野球部で学年5名、学校全体で15名の特待生がいるなどというのは、今、初めて伺いまして、愕然としたというのが正直なところの印象でして、そうすると、やはり私学の良識を信頼してほしいというのに応えたいという気持ちはあるんですが、当然、私学の側で議論するときには、今、太田さんや、それから木村先生から出た実態を正確に把握して自分たちで改善するんだということであれば、これは信頼の対象になるかと思うんですが、どうもその実態を把握されておられないで「信頼してくれ」と言われると、これは今の領収証を出さないで「信頼してくれ」と言うのと同じような話になるものですから、なかなか具合が悪いのではないだろうか。

できれば、次回以降の進行としてその辺の実態も、フロアの方ではなくて、こちらの委員の側からも、できるだけ実情を把握していただいて、「いや、この際だから、もうあまり格好いい話ではないけれども、実はこんな問題があって、この点についてはこういうふうに現在改善していこうと思っているから信頼してくれ」という話が幾つか紹介していただけると、私ももう嬉しいと思って聞いておりました。ちょっと感想めいた話でございますが。

○堀田座長 ありがとうございます。

また田村さん、北村さん、反論があるのかもしれませんが、みんな実態を知りたいなと願っていることは事実ですので、よろしく今後とも御協力願います。

○北村委員 今、望月先生がおっしゃっていただいたとおりでございますが、次回以降、その辺の事情というのを含めまして、私のような校長は、ちょっとボーッとしておるのかもしれませんが、やはり今、御指摘いただきましたことにつきまして、「高校としてはこういう取り組みを、現在はこうしている。これからこういうことに気をつけなければならない」ということをお話しさせていただきたいと感じております。

○堀田座長 ゼッターランドさん、宇津木さん、びっくりの事実も出ているのではないかと思います。簡潔に御質問はございますでしょうか。

○宇津木委員 私は、この委員になって、ある関係者から「甲子園十戒」という昭和56年の記事をいただいたんです。そのときにこういう問題がもう出ているにもかかわらず、二十何年もたった今、また同じような問題の中で議論するということは、今まで何をやっていたのかなという感じで、すごく不思議ではないんです。

前回も言いましたけれども、本当に子供たち、野球少年が頑張っている中で、何か夢を壊し

ているのではないか。そこには、やはり学校であったり、大人、地域であったり、もちろんこれは家庭、もう親御さんも今、昔とは随分変わってきましたね。そういう点では、では親にどうこうしろとか、学校どうこうという問題ではなくて、本当にきちっと、いろいろもう暴露してもいいと思うんですよね。実際、すべて出して、その中で膿を本当に……。

お互いの立場でみんな言うことというのは、あると思いますよ。立場の中ではあると思うんですよね。でも、本当に何がいいかというのは、これはすごく難しい問題だと思います。今言われたように、他の競技団体の問題が出てくると、競技団体によっては、「この問題はもうこのままで終わってほしい」という団体もあると思うんですよね。でも、逆に私は、今回いろいろな問題を提起したと思うので、もっともっといろいろな話が出て、その中で子供たちに一番よい結果を出してあげて、伸び伸びと好きなスポーツをさせてほしいというのが私たちの願いであります。

○堀田座長 ありがとうございます。おっしゃる趣旨で、今後、運営を進めたいと思います。

では、ゼッターランドさん。

○ゼッターランド委員 本日は、ちょっと遅くなりまして申しわけございませんでした。

ヒアリングということで、さまざまな問題点、各責任者の皆様の悩み等々を聞いておられて、いろいろ考えさせられることは、本当に多々あります。

先ほど、「びっくりされたお話も多かったでしょう」とおっしゃっていただいたんですが、選手をやはり中学ぐらいからずっと経験してきた者としましては、それこそ小学生のうちから地方から出てきまして、大変優秀な選手で、よくよく話を聞いてみると、実は就職先まで決まっているという選手が私の同僚にいました。途中、けが、もろもろあって、結局やめて故郷に帰ったという経緯もありますけれども、いろいろ大人の思惑によって子供が振り回されることがいかに多いかということも、もう12のころからやはり見えていますので、そういった点で本当に宇津木先生と気持ちは同じですけれども、やはり現場、特に子供にとって何が一番いいのかということを考えて上で議論していかなくてはいけないという思いもありますし、特待生の制度ということに関しましても、連盟側と、それから学校側と、どこか中間で納得できる制度というのは必ずあると思うんです。また追って、私もいろいろ考えた意見を述べさせていただきたいと思うんですが、今ですと、「やるかやらないか」のどっちかになってしまいそうな感じがありますので、そこは日本のよいところで、「イエス・ノー」だけではない中間点を必ず見出せると思っておりますので、またそのあたりも意見を述べさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○堀田座長 ありがとうございます。

まだまだ御質問、御意見はおありと思いますが、これはヒアリングしながら巡回して、また問題に戻ったりしながら深めてまいる、そういう過程であります。まだ次回、その後も、何回かヒ

アリングを予定しておりますので、その際にさらに深い御意見等をいただきたいと思っております。

木村先生、太田先生の貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。大変有益でした。

今後また、認識が深まるについて、「あの点をもうちょっと聞きたい」とか、そういうことも出てくるかもしれません。またその際には、御協力をお願いすることもあるかもしれません。どうぞよろしく申し上げます。

○望月委員 進行について御検討いただきたいというので、実は意見を預かってまいりましたので、御披露させていただきます。

資料の中に案内を同封しておりますが、8月4日に高校スポーツの特待生問題についてシンポジウムを計画し、現在準備しておりますが、その中で、参加準備メンバーの中からこの会議に対する要望ということで、2点預かってまいりました。

本日の議論の中でも、情報公開の重要性、透明性の確保という点が指摘されておりますが、本会議が公開されて運営されていることは、非常に高い評価を受けておりますけれども、もう一步進めてほしいという要望でございます。

1点目は、最近では政府の審議会などにおいては、会議に提出された資料、あるいは議事録、これが速やかにウェブ上で公開されて、誰でもが見られる状態になっている。そういうものが最近の主流でございますので、ここも予算上の措置とかいろいろと大変かとは思いますが、ぜひ実現してほしいという要望でございます。

もう1点は、最近これも政府などにおいて、いろいろな制度改正などをする場合については、意見を公募する、パブリックコメントを求めるという制度を採用しております。本会議での討議においても、英知を集めるという点で、ここのメンバーとヒアリングというのは大事でございますが、それにプラスアルファして、意見を公募するようなシステムがとれないだろうか。この点につきましては、後藤委員と栗山委員から、実態を把握することの重要性が今日も指摘されておるのでありますが、意見の公募という中で、場合によっては現場の意見、現場の実態などについても、実情が把握できる可能性もあると思っております。私も、この指摘はもっともだと思っておりますので、ぜひここで御検討いただいて、次回以降、工夫していただければと思っております。

○堀田座長 ありがとうございます。

ウェブの問題につきましては、これは手間、能力の問題がありますので、御検討いただいて、次回までに御返事申し上げることにしたいと思います。

それから、公募の件は、まさにこれは非常に重要なことですので、当然、検討をやらなければいけないことだと思いますけれども、ただ、一般的にやりましても、これは焦点が定まりませんので、もう少しヒアリングを進めて、論点、問題点が明らかになったときに、それ

を明示して伺うということを考えなければいけないなと思っております。

御提言、ありがとうございます。

ということで、本日、ヒアリングの第1巻であります。非常に適切な御意見、非常に有益な御意見をたくさんいただきました。順次、問題を整理いたしながら、さらに深めたいと思います。

では、田名部さんから、次回の予定につきまして。

○田名部参事 長時間、ありがとうございます。

今回は、皆様のお手元に差し上げましたように、8月20日を予定しております。休み中ですが、やはり今日お話のように、たくさん審議が必要だということで、8月に設定させていただきました。

そこで、今日は中学校の先生方にヒアリングに応じていただきましたが、次回、第3回の8月20日は、今日もいろいろと問題が出ましたが、少年野球の関係者の皆さんにぜひ実態をお知らせいただきたい。

しかし、ここに来ていただける方は、ごく率直に「自分たちはこういう素晴らしい活動をしているんだ」という立場から遠慮なく御発言いただきたいということで、まずボーイズリーグ、それから日本リトル協会・シニアリーグ、これは双方とも小学校、中学校の部門を抱えておりますが、この際ですから中学校の部門の関係者、この方たち、2団体からお招きしたいと思っております。

加えて、高体連の関係者からのお話というのも強く求められているところですが、私たちが設定しました8月20日はインターハイの閉会式の日でして、どうしてもこれは無理な話ですから、9月14日にはぜひ高体連からも御一緒に加わっていただいてということで、今、下交渉しておりますので、それは第4回にお譲りください。

だからというわけではないのですが、今日は御発言の機会があまりなかったんですが、この際、ゼッターランドさんから、世界の状況といいますか、特にお住まいのアメリカでのスカシップといったことについても、皆さんにも御紹介いただければとお願いしているところですので、そんなことでよろしゅうございましょうか。

○堀田座長 はい。適切な人選だと思います。

そのほかにも、こういう方から聞きたいという点はいろいろあると思いますが、場合によっては書面で御報告いただくことも検討させていただくということで、今提案された以外にも、こういう方からというのがあれば、どうぞ田名部さんに意見を寄せてほしいと思います。

次回出席される方には、委員から厳しい質問も飛ぶことを覚悟の上、出席してくださるよう、よろしくお伝えいただければと思います。

次回もよろしくお願いたします。